

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道磯谷郡蘭越町

2 構造改革特別区域の名称

蘭越町ワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道磯谷郡蘭越町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置概要

蘭越町は、北海道後志管内の南西部に位置し、周囲をニセコ連峰等の山岳に囲まれた盆地を形成しており、町の中央を幾度と「清流日本一」を誇る道南最大の河川「尻別川」が東西約 30 km にわたり貫流し、日本海に注いでいる。また、その流域に広がる農地は肥沃で水田等の耕作に適している。

町の面積は、449.78 km²で、経緯は北緯 42 度 54 分、東経 140 度 22 分に位置し、東西 23.2 km、南北 31.1 km の広がりをもつ。

(2) 気候

気候は比較的温暖であるが、冬は積雪量が多く、最大積雪深は 160 cm 程度であり、特別豪雪地帯に指定されている。また、年間平均気温は 8℃で、降水量は 1,450 mm 程度あるが、日中は高温で夜間は冷涼なため、水稻の生産や果樹の生産に適している。

(3) 人口

人口は、1985 年の 7,553 人を起点とした 30 年でみると、2015 年時点で 4,843 人と 35.9% の減少となっている。直近の人口は 4,451 人（令和 4 年 4 月末住民基本台帳）であり、一貫して減少傾向にある。

(4) 産業

平成 27 年の就業人口は 2,565 人で、産業別には第 1 次産業が、756 人（29.5%）、第 2 次産業 378 人（14.7%）、第 3 次産業が 1,431 人（55.8%）となっている。

第 1 次産業の就業者は、担い手の高齢化等により減少傾向にあるが、基幹産業は稲作を中心とする第 1 産業の農業であり、今後も 1 人当たりの経営耕地面積が増加していく中で、スマート農業等による農作業の効率化・省力化を進めている。

(5) 地域づくり

蘭越町では、現在、「蘭越町第 6 次総合計画 奥ニセコの緑と穏和と自立のまち“蘭越”～すべての住民と誇りを次代へつなぐ～」(令和 2 年～11 年度)を策定し、人口減少は避けられないという現実を直視した上で、移住定住施策や住民との連携・協働を図りながら、地域の人材、資源を活かし、住民が地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを推進している。

(6) 観光

平成25年に「ニセコ観光圏協議会」を倶知安町、ニセコ町、蘭越町の3町で設立し、ニセコエリアの上質なパウダースノーを求めて外国からの来訪者はコロナ禍前まで順調に伸びており、パンデミックにより、ここ数年はインバウンドなどの観光は外国人来訪が困難となり停滞している。しかしながら、ウイルスの特性の変化やワクチン接種の進捗に応じて、感染対策を適切に講じつつ、社会経済活動を進めるウィズコロナに向けた、蘭越町ならではの自然や文化など、地域の魅力を守りながら、持続的な観光資源の活用を行い、観光客の町内滞在時間の延伸、宿泊観光の増進を目指している。

(7) 農業

蘭越町は、日本百名山「羊蹄山」や、ニセコ山系を始めとする山麓から流れる雪解け水、山裾に広がる豊富な森林が育む伏流水など、豊かな水流を誇る「尻別川」の流域に広がる肥沃な土壌は天然のミネラルや養分を豊富に含んでいる。蘭越町では、北海道において米どころで有名な産地となっており、平成22年からは日本一のうまい米を決める「米-1グランプリinらんこし」を開催し、幾度とグランプリや入賞を勝ち取っている。蘭越町で生産される果樹の中で、ぶどうは一番の面積を有しており、中山間地域が多い蘭越町にとって、傾斜地で日当たりも良く、水はけの良い、良品質のぶどう生産に適した場所となっている。また、蘭越町の特産品「地ワイン」の原料として、重要な役割を担っているほか、令和3年3月策定の「蘭越町果樹産地構造改革計画」において、「消費者や実需者のニーズに対応するため、多様なワイナリーが集まった産地づくり」を目指しており、労働生産性の向上を図るため、傾斜の緩和、農道や園内作業道の設置、かん水施設及び排水路の整備などの基盤整備を進めるとともに、平坦で作業性のよい水田の樹園地への転換なども検討し、苗木や生産資材の安定確保に向け、将来にわたって計画的・安定的に確保していくための取組を推進しながら、特産品として指定しているぶどうの生産を町づくりの一環と位置付けている。

蘭越町における土地利用の状況は、総面積 449.78 ㎩のうち、令和2年度時点で田が約2,930ha、畑が約1,050haとなっている。令和2年農業産出額（推計）は28億8千万円で、内訳は、米が18億9千万円で全体の65.6%、野菜7億円（24.3%）、麦豆等2億2千万円（6.6%）、畜産については肉用・乳用牛6千万円（2.0%）などとなっている。

(8) 規制の特例措置を講じる必要性

蘭越町では、稲作を中心に畑作や園芸が営まれ、農業を基幹産業としているが、担い手の確保や、担い手不足による耕作放棄地や遊休地の発生が大きな課題となっている。このため、課題解消に向け、新規就農者の育成確保や農家の経営支援等に取り組んでおり、本特例措置を活用することで一層の課題解決を図る。

本特例措置の活用により、現在生産しているワインのみでなく、様々な品種を原料としたワインを製造することができ、ブランドが確立されることで、原料供給に関わる担い手の確保・増加することに繋がる。町内において、醸造用ぶどうの生産は1戸の先駆的農業者が1993年に生産を行い、その後、先駆的農業者の指導の下、新規就農者がそれぞれ醸造用ぶどうの生産を開始しているが、更なる増加が見込まれる。新規就農者自らが当町においてワインの製造・販売を行い、多様なワイナリーの産地を形成されることで、農業振興及び地域活性化を図り、担い手不足の解消や新規就農に寄与することが期待される。

5 構造改革特別区域計画の意義・目標

近年の道産ワインへの評価や期待が高まる中、消費者や実需者のニーズに対応するため、多様なワイナリーが集まった産地づくりが必要である。蘭越町では、先駆的農業者1戸と新規就農者であった2戸の計3戸が醸造用ぶどうを作付しており、今後この2戸が徐々に生産面積を拡大していくことが期待される。

また、本特例措置を活用することで、ワイン醸造事業の初期投資額が大幅に削減でき、小規模な施設でも製造が可能となることから、新規就農者の参入が見込まれ、農業振興の向上が図られる。

さらには、多様なワイナリーの産地形成の展開によりグリーン・ツーリズムなどの新たな観光資源が生まれ、観光客数の増加や町内経済の循環へと繋がっていくこととなり、当該地域特産物の利用を通じて地域経済の活性化を目指す。

このような取組を支援・推進していくことは、新規就農者担い手の確保に繋がるなど、課題の解決に資することから、本計画の意義はとて大きい。

6 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 新規就農者の増加による農業振興の向上

本特例措置を活用することで、ワイン醸造事業の初期投資額が大幅に削減でき、小規模な施設でも製造が可能となることから、新規就農者の参入が見込まれ、農業振興の向上が図られる。

また、消費者・実需者ニーズに対応した品種への改植や生産技術の向上の取組を推進することで、醸造用ぶどうの生産拡大や品質の向上が見込まれる。

(2) 交流人口の拡大による地域の活性化

多様なワイナリーが集合した産地づくりを行うことで蘭越ブランドを確立し、町内の飲食店や関係機関と連携の下、グリーン・ツーリズムや農業体験等を通して生産者と消費者を結び、都市と農村の関係人口の拡大を図ることで地域全体の活性化につなげる。

【目標】

	R5 年度	R6 年度	R7 年度
新規就農者数	3 戸	3 戸	3 戸
特産酒類製造事業者数	2 件	2 件	2 件
観光入込客数	785.0 千人	800.0 千人	805.0 千人

7 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

※ 別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

【別紙】

1 特定事業の名称

709（710、711）特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、生産される地域の特産物として指定された農産物(ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

北海道磯谷郡蘭越町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実施される行為や整備される施設等の詳細

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物(ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当町が地域の特産物として指定する農産物(ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことにより、地域での新たな起業や事業展開に繋がり、観光客満足度の向上、新規就農者の増加、新たな地域ブランドの創出が図られ、地域活性化と産業の持続性が確保される。

なお、当該特例措置により、酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象となることから、当町は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導を行うこととする。